全国税

発行所
東京都千代田区霞ヶ関
財務ビル内（〒100-0013）
全国税労働組合
発行人　山本　浩二
電　話（03）3581−3678
ＦＡＸ（03）3507−0886
振替口座　00140-2-68514

七月発令

ワークライフバランスを重視した配転政策にあらためよ！

7月10日各局で人事発令がありました。把握は途中ですが、発令状況や発令内容から見た問題点をあげます。

民間賃借者の転居付き配転に内々示を

民間賃借者の転居付き配転に対し、6月下旬に転居を伴う発令がある旨が内々示されました。

給与の減額措置導入時に、「せめて転居費用の負担を軽減させたい」との配慮した局もあり、職員からも退去に伴う費用負担の軽減ができると好評です。

半面、いまだに一部の国税局では原則通り、7月3日まで転居を伴う配転がわかりません。

ある局では6月にアパートを更新したばかりなのに、希望外で他県に配転させられた職員がいます。希望がかなわないうえ、金銭負担をさせられ二重のショックです。

全国税は内示期間の前倒しを要求していますが、せめて更新料や1ヶ月分の家賃負担が軽減できるよう内々示の全国化を要求します。

減らされ続ける管理運営職員

提出票の導入もあり本来増やすべき管理運営部門の職員ですが、70人近く減らされた局や、各署1名減の局もあります。

ある局の署では新人を除く16名中9名が異動したため、事務の引継ぎもままならず、職員からは崩壊の危機との声があがっています。

臨時的任用者が正規採用

名古屋局の7月10日付けの人事発令では、臨時的任用で採用されていた3名が正規職員として採用されました。

その内の2名は43期と45期の女性で、一度退職された後、臨時的任用として働いていた方々です。

全国の6級ポスト発令状況（全国税調べ、不明分あり）

局員優先、若手抜擢、高齢者切り捨て人事改まらず

【仙台局】全体の6級ポスト発令数は64名。うち56歳該当期以上は2名（31％）46歳該当期以下は32名（50％）国税局からの発令数は20名（31・1％）

【東京局】6級ポスト発令数は204名、内女性は45人。国税局からの発令66名。第一選抜は、普55期3名と専30期1名に発令された。

【関信局】6級ポスト発令数は126名で、第一選抜は、普55期11名と専31期1名に発令された

【金沢局】6級ポスト発令数は20名で、一般上席からは5名。第一選抜は、普54期2名と専29期1名に発令された。

【名古屋局】6級ポスト発令数は129名で、第一選抜は、普55期6名と専30期6名に発令された

【高松局】6級ポスト発令数は33名で、普42〜55期、専18〜30期に発令された。

第一選抜は、普55期4名と専30期2名に発令され、上席からの6級ポスト発令は、8名と昨年と同数となった。

女性登用は、指定官職2名（前年▲1）署総務課長2名、6級ポスト5名とほぼ同数となった。

人事院に処遇改善を要求

全国税は6月8日、賃金改善等を求めて人事院と交渉を行いました。

交渉には、稗田委員長はじめ、関信、東京、東海の各地連から組合員が参加しました。人事院からは、職員福祉・給与局、前薗参事官が対応しました。

冒頭、退職手当引き下げの見解表明に抗議するとともに、「給与制度の総合的見直し」によって物価水準にも満たない実質賃金を打開するために、月額20000円（4・0％）以上の賃上げ等を求めた「賃金改善などに関する要求書」を提出しました。

以下は主なやり取りです

全国税　中高年層が増えているが、ポストが少なく上席のまま退職する人が増えている。採用された時代が悪いではすまされない。給与だけでもあがる「上席6級格付」は是非実現してほしい。

人事院　6級の人数だけ増やすのは無理がある。ポストを増やす工夫はしている。20年前との比較では上位級に上がった人数は増えている。

全国税　昔は30年勤めていればポストにつけた。このままでは働く意欲が出ない。

全国税　再任用職員の給与引き上げ、処遇改善をはかること。再任用職員の住居手当支給は切実な要求だ、短時間勤務を選択すると宿舎を出なければならない。

人事院　宿舎費は段階的に引き上げた。人事院は意見の申出で定年の引き上げを報告しており、再任用の長期化は考えていなかった。

全国税　非常勤職員の処遇を改善するため、無給となっている休暇の有給化や、夏季休暇、結婚休暇の制度化も図ること。また、公募制度は撤廃すること。

人事院　労働条件については内閣府人事局が、同一労働同一賃金の申し合わせをおこなっているが動向に注視したい。

人事院に要求書を提出する稗田中央執行委員長

組合差別温存

7月発令では6級ポストに前年と同数の左記の4名の発令がありましたが、10年前から20名も減少しています。特にここ4年は毎年4名の発令にとどまっています。該当者が多数いるにもかかわらず発令数が少なく、根本的な差別解消になっていません。差別解消の闘いを継続します。

全国税組合員に対する６級発令数の推移

年	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17
ポスト発令	24	23	10	12	11	8	4	4	4	4

全国税組合員６級ポスト発令状況

地連	期別	ポスト
東京	普41期	法人特官
東海	専12期	個人特官
東海	普38期	法人特官
近畿	普37期	管運統括官

宮城副代表委員に6級ポスト発令

全国税は沖縄国公労全税支部と協議会を継続し、年間二回の長官交渉で、全国税組合員と全税支部組組合員の組合差別解消を要求してきました。

協議会の副代表委員である宮城さんに、6級ポスト発令（北那覇署特別国税徴収官）があり、全税支部からは、「全国税の協力のもと取り組んできた、宮城信昭支部委員長の6級ポスト要求が実現しました」と、喜びのメールが届きました。

そろばん弾

行政部門は内閣の恣意によらず法律に従って公正中立が当然だ。モリ・カケ問題では行政が歪められたとの疑惑があり、国家公務員と行政のあり方が問われている。▼人事院勧告を無視した給与減額措置は行政私物化のはしりであり、賃下げ訴訟の審理で政治家からの賃下げ圧力が認められた▼給与減額措置を手始めに、マスコミによる公務員パッシング、公務員制度改革、仕上げが内閣人事局の創設で、行政への圧力が高まり、忖度できる幹部が重宝される。▼モリの国会審議で適正・書類なしを連発した者が国税庁長官になる人事もその流れであり、これがよく職責を果たした結果か▼職員や納税者への説明より忖度が好きな人では先が暗い。

“税務の職場”何でも110番
zenkokuzei@aol.com
全国税は、職場で起こった問題を解決するため「税務の職場、何でも一一〇番」を常時設置しています（電話とＦＡＸは上記の番号までどうぞ）。
◇全国税ホームページ◇
http://www.kokko-net.org/zenkokuzei

夏季闘争勝利7・21中央総決起集会開催！

退職手当引き下げ反対・定年延長実現・公務員賃金改善・非常勤職員の処遇改善を求め、全国から約300人参加

10時50分から内閣人事局前で、公務労組連絡会・公務部会が主催した「退職手当引き下げ反対・定年延長実現、非常勤職員の処遇改善・内閣人事局要求行動」には、宮城国公の一員として上京した、桂山東北地連委員長も参加しました。（下の写真）

公務部会の秋山事務局次長は、「4月19日、公務が民間を78・1万円上回っているという人事院調査結果と見解をうけて、いま政府は退職手当の見直しをすすめている。また、定年延長をはじめ雇用と年金の接続、非常勤職員の処遇改善、過労死をなくし長時間労働の法的規制など課題は山積しており、運動強化が重要になっている。夏季闘争で私たちの要求実現のために奮闘しよう」と呼びかけました。

その後参加者は、厚労省・人事院要請行動、「7・21中央総決起集会」に参加、銀座に向かってパレードを行いました。

7/7国連会議で核兵器禁止条約採択

原水爆禁止2017年世界大会に向け平和行進も終盤

—全国税組合員も各地の平和行進に参加中—

6月25日（日）、宮城県内最後、福島県への引継ぎの角田市から福島県新地町までの区間の国民平和大行進に、宮城県支部から5名（内OB2名）が参加しました。

当日は、あいにくの曇天で、気象予報では午後から比較的高めの降水確率でハラハラしていましたが、幸いにも、新地町での引継ぎ集会まで雨にはたたられませんでした。

今年の参加者数は、角田市からのスタート時点では20人弱（内宮城県国公が過半数を占めました）でしたが、丸森町内コースで5～6人加わり、最後の新地町集会では福島県からの参加者を合せて、40人近くになりました。宮城県内の通し行進者が2名いた他、新地町からは「被災地を行進して励ましたい」と大

宮城県支部の参加者を含め集合写真

阪からの参加者2名が行進に加わりました。

7月22日、蕨市内での平和行進に埼玉県国公の仲間と共に参加しました。

出発前の集会では、蕨市長が参加者に向け「核兵器禁止の条約が採択された。唯一の被爆国日本が参加しなかったのは残念。核兵器廃絶の一歩をこの行進で示すことができる」と激励のあいさつをしました。

炎天下に負けず、100名を超える参加者で1時間弱のコースを行進しました。（埼玉県支部発）

近畿地連の仲間たち

7月3日（写真右）と4日（写真左）に、大阪府下を歩きました。

左側が吹田分会の垂井さん

右側が城東分会の上田さん

第75回定期大会告示

全国税労働組合「第75回定期大会」を次のとおり開催しますので、規約23条により告示します。

記

【日時】2017年８月19日（土）～20日（日）
【会場】国公労連５階会議室
東京都港区西新橋１－17－14
西新橋エクセルアネックス
【主な議題】
① 2016年度一般経過報告など
② 2016年度決算報告
③ 2017年度運動方針（案）
④ 2017年度財政方針（案）
⑤ 2017年度税研運動方針（案）
⑥ 役員の選出、規約改正
⑦ その他

全国税労働組合中央執行委員長　稗田　慶三

北から南から

時代の要請

【北陸地連】（機関紙コラム）

今年の5月に迫田長官（当時）が人事院に要望した内容が国税広報にのっていた。「綱紀の厳正な保持や全国均一的な税務行政水準確保の観点から、職員が同一官署に長期間在勤することがないよう頻繁に移動を行っている」。

しかし、我々の仕事は、法律に基づき厳格に執行されており、職員がたとえ、同一官署に長期間在籍したとしても、行政水準にばらつきが生じるとは思えない。むしろ、最近はワークライフバランスが叫ばれており、こうした時代の要請に応えるほうが重要だ。職員の生活圏優先の配転に、転換すべきだ。

それが時代の要請だ。

赴任期間の保障を

【東京地連】（7月5日機関紙）

机上のパソコンをたちあげると目立つ色文字で、人事異動の留意事項が目に飛び込んでくる。いわく、赴任期間中は仕事の引継ぎ、転居の準備、あいさつ回り等以外はダメと。異動後の事務の早期立ち上がりを強調されて、すぐに着任しなければ、あるいはさせなければと、妙な「忖度」はないか。

昨年などは、転居を伴う異動なのに、ろくに新生活の準備もできないうち無理やり着任させられた例もあるようにきく。

東京地連が局総務課に何回か確認しているが、赴任期間の趣旨はずっと変わっていないとのことだ。だとすれば、やはり近年の状況は事務の早期立ち上がりを「忖度」して、とるべきものもとれないでいるということか。

「忖度」しすぎたのか、署によっては部門の全体研修が7月12日とか13日に設定されている。これでは転居を伴う異動の職員は参加できる保障はない。全体研修の意義は？